

食の安全推進ニュース No.2

生活協同組合コープしが 食の安全推進室 2011年度9月発行

産直生産者が丹精込めて育てた安全・安心なお肉、お米を美味しく召し上がって下さい。

福島原発事故による放射性セシウムを含んだ稲わらを飼料として与え、暫定基準値（500Bq/kg）を超える牛肉が流通し問題となっています。原発事故の直後、政府は屋外に置かれていた飼料を使わないよう通知していましたが、この通知を知らなかった米農家が稲わらを出荷し、畜産農家が飼料として与えたために起こったものです。この事態を受けて、政府は福島県、宮城県、岩手県、栃木県において飼養されている肉用牛に対して出荷制限の指示を出しています。また、多くの自治体で牛の全頭検査も予定されています。滋賀県は消費者の不安を解消することと、風評被害の防止と県産品のブランド維持のため、県内産肉用牛の全頭検査、これから収穫時期を向かえる近江米検査の実施を発表しています。

コープしががお届けするお肉へも、組合員さんから問い合わせ、心配する意見が寄せられています。放射能問題をめぐっては、様々な報道や情報があり、正しく理解することは大変難しい状況です。コープしがは安心してご利用いただけるように正確な情報提供に努め、放射能の学習機会や学習資料の提供も行います。

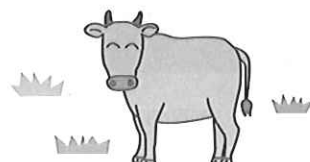
牛肉について

産直コープ牛、産直こだわり牛は、大中地域や甲賀市、高島市の滋賀県育ちです。稲わらは地元のものを使用しています（1農家のみ輸入稲わらも併用）。稲わら以外の飼料も放射能汚染の心配の無いものを与えていることを確認しています。

その他産地の牛肉・牛肉加工品の取り扱い、行政が実施する検査やそれに基づく指示をふまえて行って参ります。

滋賀県は9月から全戸検査、11月から全頭検査を実施する予定です。

牛肉には「牛肉履歴管理（トレーサビリティ）法」により、1頭につき1つの個体識別番号（10桁の番号）が義務づけられています。容器包装ラベルに表示された数字を（独）家畜改良センターのホームページに入力すれば、その牛がどこで生まれ、どこで育てられたかがわかります。ただし、ひき肉や切り落とし肉については個体識別番号表示はありませんので、お問い合わせ頂ければ出来る限りお知らせします。



豚肉・鶏肉・卵について

政府が公表している肉類の放射性物質検査結果によると、規制値を超えたのは汚染された稲わらを与えた牛の肉だけです。コープしがの産直近江豚、産直近江鶏は滋賀県育ち。産直こめ育ちさくらたまご、産直たまごは滋賀・三重県産まれ。産直赤どりは京都・奈良・和歌山・三重・広島県育ちです。豚や鶏の餌は一般にトウモロコシや大豆、なたね、大麦などの穀物やその副産物など輸入の配合飼料が中心で、稲わらの給与はありません。産直こめ育ち平牧三元豚（平田牧場）は東北～北関東に幾つもの農場が点在しているため、安心して利用頂けるよう8月より放射能自主検査を実施されています。



牛乳について

牛乳・乳製品は、酪農家から集乳場に集められた原乳の放射性物質検査を適切に実施することにより安全性が確認されています（福島県を含む周辺14都県）。出荷制限措置が実施されている地域で生産された原乳が出荷されることはありませんし、他の地域の原乳と混ぜて牛乳・乳製品の原料となることもありません。

乳牛は、一般的に肉牛のように稲わらは給与されていません。稲わらは栄養価が低く、乳牛にとって産乳量に見合った栄養を満たすには充分ではなく、栄養価の高い牧草が給与されます。

稲作を兼業とする酪農家や近隣が稲作地帯では、稲わらを補足的に利用していることもありますが、牛床の敷き料として活用されるのが一般的です。

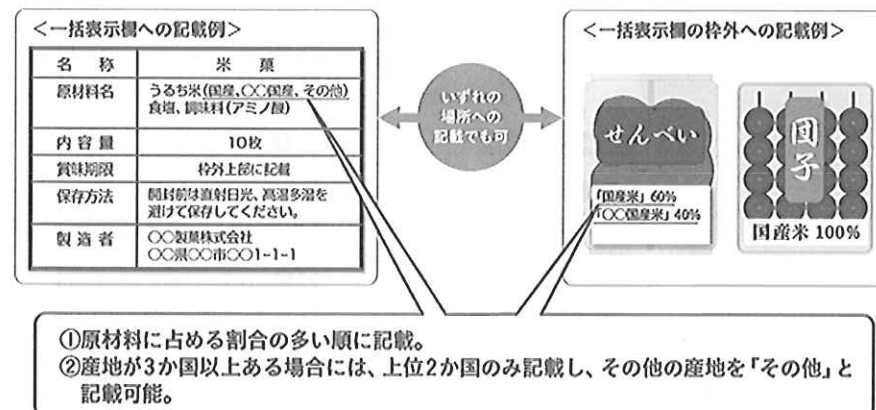
商 品	産 地
生協牛乳85/伊吹牛乳	滋賀県
生協牛乳120 低温殺菌牛乳 大山山麓産地指定牛乳 低脂肪乳 白バラ低脂肪カルシウム	鳥取県
コープ牛乳1000ml コープ淡路島牛乳1500ml コープ低脂肪乳1.0<加工乳>	兵庫県（淡路島） 兵庫県（淡路島）
特濃4.4ミルク	岡山・熊本・鳥取 広島・北海道
無脂肪牛乳	京都・兵庫・岡山

※牛乳には原料原産地表示義務がありませんので、取扱商品の原産地をお知らせします。

お米について

お米は私たち日本人にとっては主食であり、野菜やお肉に比べ摂取量が多いことから、政府は東北・関東等において①収穫前の段階で放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査と、②収穫後に検査を行い出荷制限を判断する本調査の2段階で判断するとしています。他の農産物同様に基準を超えるものが流通することはありません。滋賀県は19市町よりサンプリングし、放射性物質検査を実施する予定です。

また、米トレーサビリティ法により、一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には「産地情報の伝達（〇〇県産、△△国産）」が義務づけられるようになり、精米や弁当・おにぎりなど米飯類、もち、だんご等の米加工品、レストランなど外食産業でも、原料米の産地情報を確認することができます。



＜農林水産省ホームページより＞

緊急時の仕組みについて

コープしがの取り扱い商品は仕様書管理システムで、原材料・産地に添加物・農薬等の安全確認をしており、組合員の利用履歴が分かっています。もしも危害性・拡散性のある商品苦情・検査異常があったり、放射性物質などに汚染されている原材料混入などにより行政の流通禁止・回収等の措置が出れば、該当の利用者ひとり一人に緊急回収出来るしくみと姿勢がコープしにはあります。

Q & A

Q. 食品の放射性物質の暫定基準値は、どのように出来たものなのでしょうか。なぜ「暫定」なのでしょうか？

A 暫定規制値は、原子力安全委員会が放射線による健康被害を防ぐために定めていた「飲食物摂取制限に関する指標」をもとに厚生労働省が定めたものです。食品安全委員会の食品健康影響評価を経ずに緊急に設定したため、「暫定」となっていますが、この規制値は「相当な安全性を見込んだもの」「かなり安全側に立ったもの」と食品安全委員会は見解を出しています。

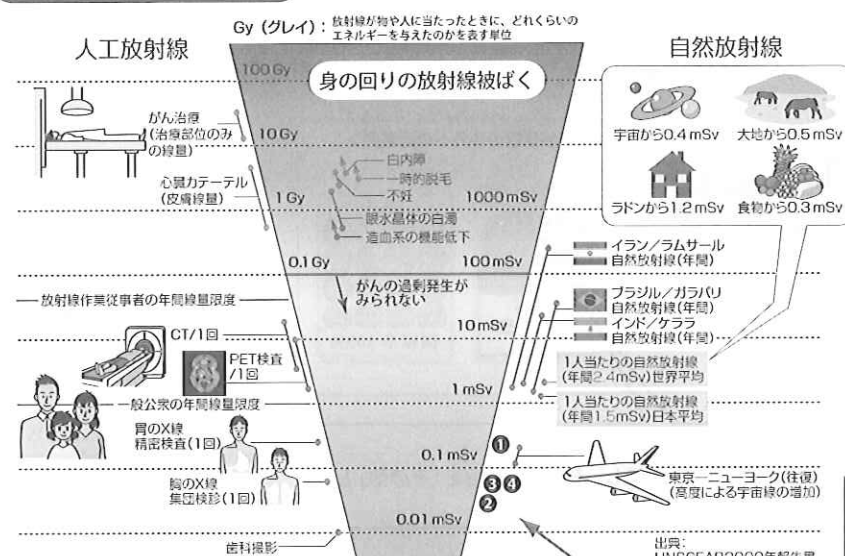
放射性物質の種類(核種)	食品	基準値 (1キログラムあたりのベクレル数)
放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類(根菜、芋類を除く)	
放射性セシウム	魚介類	2000
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	
	穀類	
放射性セシウム	肉・卵・魚・その他	500

注) 1キログラムあたり100ベクレルを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないこと。

Q. ニュースなどで、〇〇ミリシーベルトと言われても、どのくらいの放射線量なのかわかりません。

A 「放射線被ばくの早見図」は、身の回りから受ける放射線の量を表した図です。普通に生活していて自然界から受ける1人あたりの年間放射線は、世界平均 2.4mSv、日本平均 1.5mSv です。世界平均の場合の被ばくの内訳は、宇宙から 0.4mSv、大地から 0.5mSv となっています。これらは体の外から放射線を受けることによる被ばくで外部被ばくと呼ばれています。また、食物から 0.3mSv、空気中のラドンから 1.2mSv となっています。これらは体内から受ける放射線(内部被ばく)です。「シーベルト」で表した数値が同じならば、人体に及ぼす影響は、外部被ばくも内部被ばくも同じです。

放射線被ばくの早見図



福島第1原子力発電所の事故による放射線量の目安

飲食物からの放射線
(ヨウ素131の場合)

①: 水
例えば、300ℓのミネラルウォーターを
1日2ℓ、1ヶ月間飲み続けた
→ 0.4mSv

②: 牛乳
例えば、300ℓの牛乳を
1日200cc、1ヶ月間飲み続けた
→ 0.04mSv

③: ほうれん草
例えば、2,000ℓのほうれん草を
1日50グラム1ヶ月間食
べ続けた
→ 0.07mSv

大気・大地からの放射線

④: 空間線量率
例えば、空間線量率0.1μSv/hの
場所1ヶ月間滞在した
→ 0.07mSv

【ご注意】
1) 数値は有効数字などを考慮した概数です。
2) 目安(参考)は対数表示になっています。
目盛がひとつ上る度に10倍となります。
3) この図は、予告なく変更される場合があります。

独立行政法人
放射線医学総合研究所 NIRS
http://www.nirs.go.jp/index.shtml

Ver. 110407-1

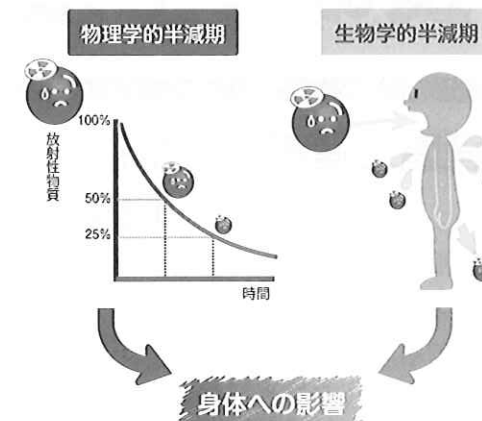
ベクレルから人体への影響を示すシーベルトへの換算

放射性ヨウ素131: $\text{〇〇Bq} \times 2.2 \times 10^{-5} \text{ mSv}$ 放射性セシウム134: $\text{〇〇Bq} \times 1.9 \times 10^{-5} \text{ mSv}$ 放射性セシウム137: $\text{〇〇Bq} \times 1.3 \times 10^{-5} \text{ mSv}$

Q. 食物などから体の中に入った放射性物質は、ずっと体内に残るのでしょうか。

A 放射性物質は、一度、体に入っても、その量はだんだん減っていきます。これは放射性物質自体が時間とともに減っていくこと(物理学的半減期)と、汗・尿・便などと一緒に体の外に出ていくこと(生物学的半減期)の2つの影響によるものです。

食品による被ばくは、内部被ばくであるため、ずっと体に残るので特に危ないのではないかと心配する声も聞かれますが、体に入った放射性物質はだんだん減り、最後には無くなってしまいます。減り続ける間は放射線を出し続けるので、この放射線量を合計した数値(シーベルト)をもとに、食品の暫定規制値(ベクレル)を設定しています。



Q. 出荷制限によって完全に規制されているかどうか気になります。

間違っ市場に流通したり、放射性物質検査が不十分だったりしないか不安です。

A 出荷制限は原子力災害対策特別措置法に基づく措置ですので、生産者・事業者・行政ともに、適切に対応することにより、消費者が安心して食べられる環境を整えることが重要です。

牛肉から放射性セシウムが検出されたとの報道がありましたが、この原因としては、震災前から屋外に放置していた稲わらを餌として牛に与えてしまったためと指摘されています。生産段階からの適切な管理が求められています。仮に、規制値を多少上回った食品を食べてしまったからといって、健康への影響があるとは考えられません。規制値は十分安全性を見込んだものであり、「安全と危険の境」ではなく、行政が対策を始める目安です。

原発事故に伴う食品の放射性物質問題について、生協の基本的な考え方は、以下の通りです。

1. 今回の事故は国レベルの緊急事態であることから、政府の定める判断・指示に沿った対応を行います。
2. 安全・安心な商品をお届けするために、自治体が発表する残留放射能検査の結果について注視し、放射性物質による食品汚染に関して、なるべくわかりやすい情報提供に努めていきます。
3. 暫定規制値に基づいて出荷された商品の取り扱いを継続します。その場合、該当地域農産物へは、組合員の皆さんが選択できるよう商品案内書エコーへ生産地を判りやすく表示して案内します。
4. 役職員一人一人が正確な知識のもとで冷静な対応がとれるよう学習し、組合員の切実な願いに応え、放射性物質と食の安全・安心に関する学習機会や情報提供に努めます。

※コープきんきは、5月より産直商品に対する組合員の信頼の維持、及び産直商品の産地と生産の安定的な継続を図ることを目的に、生協で産地や生産者を指定している商品について、生協として独自に放射性物質検査を行っています。検査はあくまでも行政の検査を補完していくというものです。検査結果が暫定規制値を超えた場合は、該当商品は供給を中止(代替手配)し、併せて行政に報告します。検査結果は公表していません。この秋の新米から、米の放射性物質検査も始めます。

